

事 務 連 絡

令和 4 年 3 月 31 日

地区薬剤師会担当役員 様

東京都薬剤師会

副会長 高橋 正夫

「薬局における自宅療養者等への調剤体制確保事業」の期間延長について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「薬局における自宅療養者等への調剤体制確保事業」につきましては、令和 3 年 11 月 8 日付 3 都薬会発第 320 号をもって、その名簿の作成をご依頼し、事業参加へのご協力をいただいていたところでした。

今般、本事業につきましては、改めて、別紙のとおり東京都福祉保健局から事務連絡があり、下記の期間まで事業を延長することとなりました。

つきましては、引き続き、貴会のご協力を賜りたく、貴会会員へのご周知をお願い申し上げます。

記

1. 対象事業：薬局における自宅療養者等への調剤体制確保事業
(「都事業」の記載が備考欄にある処方せんが対象)

2. 対象期間：令和 4 年 4 月 1 日から 9 月 30 日まで

※Eメールでのご質問のご協力をお願いいたします。

担当：東京都薬剤師会 総務課・薬局業務課

E-mail：tvt2021r3@gmail.com

F A X ： 03-3294-7359

事 務 連 絡
令和4年3月28日

公益社団法人 東京都薬剤師会
会長 永 田 泰 造 殿

東京都福祉保健局
新型コロナウイルス感染症対策調整担当部長
遠 藤 善 也

令和4年4月以降の「薬局における自宅療養者等への調剤体制確保事業」について

平素より、都の保健医療行政に御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

現在、新型コロナウイルス感染症の新規陽性者数の減少傾向が見られるものの、未だ高い水準にあり、年度末前後のイベントによる人の移動、接触機会の増加等の影響を受ければ、感染が再拡大する恐れがあります。こうした状況を踏まえ、公益社団法人東京都医師会との連携により実施する自宅療養者等への医療支援に係る各事業は、令和4年4月以降も事業を継続することとしました。医師が処方した処方薬を速やかに自宅療養者等に交付するため、各地域の医師と薬剤師の皆様の連携により実施している本事業についても継続したいと考えております。

つきましては、引き続き、貴会の御協力を賜りたく、各地区薬剤師会へ周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1 対象事業

薬局における自宅療養者等への調剤体制確保事業

2 対象期間

令和4年4月1日から9月30日まで

3 その他

今後の感染状況等を踏まえ、上記の内容を変更する場合があります。

【担当】

東京都福祉保健局感染症対策部 防疫・情報管理課
保健所連携支援担当 森田・境・角田（すみだ）
電話 03-5320-5880